

(介護予防) 認知症対応型通所介護すずらん

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	すずらん		
所在地	神奈川県伊勢原市沼目 6-1200-1		
提供可能サービス 及び 介護保険事業所番号	(介 護 予 防) 認知症対応型通所介 護	1474000336 号	
連絡先	管理者 武井 律子	連絡先	
	相談員 北村 温子	0463-92-1001	
サービス提供地域	伊勢原市	定員	1日 12人

2 サービス提供日及び時間

提供日 1月 4日～12月 31日（日曜日は除く）

提供時間 9時30分～16時30分

3 従業者の勤務体制

従業者の勤務体制は介護保険法上 3人以上配置しています。詳細は運営規程通り。

4 利用者負担金

- ご利用者にお支払いいただく負担金は別紙の通りです。
- この金額は介護保険の法定利用料に基づく金額です。
- 介護保険外のサービスとなる場合（食事代、滞在費、行事費等の他、サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超過する場合を含む）には全額自己負担となります。介護保険外のサービスとなる場合には、ケアプラン作成担当ケアマネージャーから説明の上、ご利用者からの同意を得ることとなります。
- 利用料のお支払いは以下の通りです。
 - ① 金融機関の口座から自動引き落としとなります。
毎月 28 日に指定口座から引き落としさせていただきます。（預金口座自動払込）
 - * 原則として事務所窓口での現金の取り扱いは致しません。
 - * 上記支払い方法が難しい方はご相談下さい。
- 請求書はご自宅またはご家族宛に郵送致します。ご利用日の翌月（20日以降）となります。

5 キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

6 当社のサービス方針等

利用者的人格を尊重し、利用者及びその家族のニーズを的確にとらえ個別に通所介護計画書を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。

7 緊急時等の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急医療機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

8 非常災害対策

非常時及び緊急時等に迅速に対応するため年2回の防災訓練を行います。火災などが発生した場合は、速やかに利用者を避難誘導します。

9 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため以下の措置を講じます。
- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底をはかります。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備します。
 - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定めます。
 - ④ 上記の3点の措置を適切に実施するための担当者を設置します。

10 ハラスメント対策の実施

- (1) 事業所は、職場における個人の尊厳を不当に傷つけ、能力の有効な發揮を妨げる行為、また、職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を及ぼす行為（ハラスメント行為）に対して方針を明確化し、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者または利用者の家族等からの事業所や従業員に対し、業務上明らかに不要なことの強制や業務の妨害、故意に暴力や暴言等の威圧的な言動等、常識を逸脱する行為（カスタマーハラスメント行為）が確認されたときは、利用継続に対する一時中止、契約終了等の対策、措置を検討します。
- (3) ハラスメント行為、カスタマーハラスメント行為に対する措置を適切に実施するための相談窓口を設置します。

11 感染症および自然災害発生時における業務継続計画（B C P）の策定、実施

- (1) 事業所は、感染症や災害発生時において、利用者に対して支援の提供を継続的に実

施するために、また、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、業務継続計画）を策定し、当該計画書に従い、必要な措置を講じます。

- (2) 事業所は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修、訓練を定期的に実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画を変更します。

1.2 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当社お客様相談窓口	電話番号 0463-92-1001 FAX 番号 0463-92-8668 管理者 武井 律子 相談員 北村 温子 対応時間 8 時 30 分から 17 時 30 分まで
-----------	--

- (2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

伊勢原市介護高齢課	所在地 伊勢原市田中 348 電話番号 0463-94-4711 FAX 番号 0463-94-2245 対応時間 月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始は除く） 8 時 30 分から 17 時 00 分
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地 横浜市西区楠木町 27-1 電話番号 0570-022110（苦情専用） 利用時間 月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始は除く） 8 時 30 分から 17 時 15 分

1.3 当法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 松友会
代表者名	理事長 池田 佳子
所在地・電話	神奈川県伊勢原市沼目 6-1257 0463-97-2002
業務の概要	通所介護サービス・短期入所生活介護サービス・介護福祉施設サービス 居宅介護支援サービス・ケアハウス・訪問介護サービス・認知症対応型 共同生活介護サービス・認知症対応型通所介護サービス・小規模多機能 型施設・地域包括支援センター（委託事業）
事業所数	6 箇所

【説明確認欄】

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

年 月 日

事業者名 すずらん

説明者 北村 溫子 印

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受け、同意し、交付を受けました。

(利用者) 氏名

代理人又は立会人
氏名

別紙

(介護予防)認知症対応型通所介護すずらん 利用料金表

事業者より説明がありました改正介護保険法(2024年6月からの利用料変更)について下記の通り同意します。

1・介護報酬に関わる費用(利用者負担1割分)

(伊勢原市地域加算 10.55)

項目	要介護	1日あたりの単位・金額(円)					内容
		介護度	単位	1割	2割	3割	
①基本額	要介護	要支援1	861 単位	908 円	1,817 円	2,725 円	7時間以上8時間未満のサービス提供に対する 1日あたりの単位 (回数に応じて合計金額に変動あり)
		要支援2	961 単位	1,014 円	2,028 円	3,042 円	
		介護度1	994 単位	1,049 円	2,097 円	3,146 円	
		介護度2	1102 単位	1,163 円	2,325 円	3,488 円	
		介護度3	1210 単位	1,277 円	2,553 円	3,830 円	
		介護度4	1319 単位	1,392 円	2,783 円	4,175 円	
		介護度5	1427 単位	1,506 円	3,011 円	4,517 円	
②加算額	要介護	入浴介助	40 単位	42 円	84 円	126 円	入浴介助を行った場合
		サービス提供体制強化加算Ⅰイ	22 単位	23 円	46 円	69 円	介護職の総数の内、介護福祉士が70%以上の配置
		科学的介護推進体制加算	40 単位	42 円	84 円	126 円	利用者の状況等を厚生労働省へ提出し、有効に活用している
		介護職員処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月の総単位数×地域加算(10.55)×1割又は2割又は3割分×加算率(18.1%)				

※ 家族送迎等の場合、片道47単位(片道1割￥50 片道2割￥100 片道3割￥150)減算になります。

2・運営基準で定められた「その他の費用」(利用者負担10割分)

項目	金額		内容
①食事代	昼食代	750 円	1食あたり
	紙おむつ・はける紙パンツM	110 円	1枚あたりの料金
②オムツ代	はけるパンツL	125 円	利用者の希望で提供した場合 (持参した場合は、無料)
	尿とりパット	45 円	
	尿とりパットスーパー	50 円	
	ワイドパット	55 円	
③汚物処理代		50 円	オムツ等使用した方1日あたりの料金
④当日利用キャンセル食材費	当日キャンセル食材費	300 円	当日8:30以降に利用キャンセルをされた場合

3・通常のサービス提供の範囲を超える費用(利用者負担10割分)

項目	金額		内容
①行事代等	実費	円	ご利用日に行事があった場合
②サークル活動	実費	円	材料費相当分

2024年6月より制度改正に伴い、運営規定及び重要事項説明書記載の料金が一部変更となることについて、

上記内容について本紙により説明を受け、承諾・同意をし交付を受けました。

令和 年 月 日

<ご利用者>

住所

氏名

<代理人>

住所

氏名

★1ヶ月の利用料金計算方法

要支援	① 基本料金 (月額) 加算 (月額) $\boxed{\quad \text{円} \quad} + \boxed{\quad \text{円} \quad} = \boxed{\quad \text{円} \quad}$	A
要介護	① 基本料金 加算 $\boxed{\quad \text{円} \quad} + \boxed{\quad \text{円} \quad} \times \boxed{\quad \text{利用回数} \quad} + \boxed{\quad \text{円} \quad} = \boxed{\quad \text{円} \quad}$	A
	入浴 利用回数 $\boxed{\quad \text{円} \quad} \times \boxed{\quad \text{利用回数} \quad} = \boxed{\quad \text{円} \quad}$	B
②	基本料金 加算 $\boxed{\quad \text{単位} \quad} + \boxed{\quad \text{単位} \quad} \times \boxed{\quad \text{利用回数} \quad} + \boxed{\quad \text{単位} \quad} \times \boxed{\quad \text{入浴加算} \quad} + \boxed{\quad \text{単位} \quad} \times \boxed{\quad \text{利用回数} \quad} + \boxed{\quad \text{単位} \quad} = \boxed{\quad \text{単位} \quad}$	C
③	$\boxed{\quad \text{C} \quad} \times 18.1\% \times \text{地域加算}(10.55) \times (10\% \cdot 20\% \cdot 30\%) = \boxed{\quad \text{D} \quad}$ 円 处遇改善加算 I	D
	昼食 利用回数 $\boxed{\quad \text{円} \quad} \times \boxed{\quad \text{利用回数} \quad} = \boxed{\quad \text{円} \quad}$	E
	$\boxed{\quad \text{A} \quad} + \boxed{\quad \text{B} \quad} + \boxed{\quad \text{D} \quad} + \boxed{\quad \text{E} \quad} + \boxed{\quad \text{行事/サークル代/当日キャンセル等} \quad}$	1ヶ月の利用料金
	$\boxed{\quad \text{円} \quad} = \boxed{\quad \text{円} \quad}$	